

「独立行政法人国立健康・栄養研究所契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立健康・栄養研究所
事務部会計課契約管理係
電話 03-3203-5721

第1回独立行政法人国立健康・栄養研究所契約監視委員会が、平成22年2月1日（月）に開催されましたので、その審議内容についてお知らせします。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

第1回 独立行政法人国立健康・栄養研究所契約監視委員会

開催日時及び場所	平成22年2月1日（月） 14：00～16：00 独立行政法人国立健康・栄養研究所 管理棟3階会議室
委員（敬称略）	中村 洋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授） 松田 憲二（有限会社マツ'ビ'シネス・コンサルティング代表取締役） 和田 義博（公認会計士） 長谷川敏彦（独立行政法人国立健康・栄養研究所監事（非常勤）） 横山 明（独立行政法人国立健康・栄養研究所監事（非常勤）） * 長谷川委員は欠席。
審議対象	1 平成20年度に締結した競争性のない随意契約による調達契約 2 平成20年度に締結した一者応札・応募となった調達契約 3 平成20年度末時点で継続している平成19年以前に締結された複数年契約（随意契約） 4 平成21年度末までに契約締結を予定されているもの及び平成21年度上半期において、落札率が90%以上かつ二者以上の応札があった契約 * 4については該当なし。

冒頭、事務局より以下の事項について説明

- ・ 独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務
- ・ 独立行政法人国立健康・栄養研究所契約監視委員会設置要領
- ・ 委員会の審議方法

議事概要

1 平成20年度に締結した競争性のない随意契約による調達契約について（7件該当）

質問内容	当方の説明及び回答
<ul style="list-style-type: none"> ・調達内容の減少により、予定価格が研究所の規程に定める随意契約許容金額に転じたことをもって、改善されたとするのではなく、調達契約そのものの競争性を高めるための改善方策が必要ではないか。 <p style="text-align: right;">(1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当研究所では、契約全般において、競争性を確保するため、随意契約が許容される予定価格の限度を国等より厳しく設定しているところであるが、当該契約を締結する場合は、複数者からの見積りに基づき、徹底した価格比較を行い、競争性を高めることとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より契約方式を見直し、随意契約から一般競争入札へ移行しているが、何者応札であるのか。 <p style="text-align: right;">(4件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の実績は、一者応札が3件、二者応札が1件となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札へ移行したが、一者応札であり、競争性が確保されているとは言い難い。仕様書の内容の見直し等の改善が必要ではないか。 <p style="text-align: right;">(3件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より競争性の高い契約にするため、仕様書の内容等の見直し、公告期間の十分な確保、入札参加要件の緩和等を実施するとともに、契約形態の変更を行うなどの改善に努める。

2 平成20年度に締結した一者応札・応募となった調達契約（5件該当）

質問内容	当方の説明及び回答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が他の契約に比べ低くなっているが、予定価格は適正であったのか。(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は「積算資料」に基づき、適正に設定している。
<ul style="list-style-type: none"> ・調達案件を取り扱っている業者が限定される場合には、入札に参加しない業者に理由を確認し、入札・契約条件などを改善する策を講じるべきではないか。 <p style="text-align: right;">(2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱業者へ入札に不参加である理由を早急に確認し、より競争性の高めるため、その理由によっては、他者の参入が可能となるよう、入札参加要件を緩和するなどの改善に努めることとする。また、契約方式を一般競争入札から公募に切り替えることにより、他に取扱業者が存在しないのか十分検証することとする。

3 平成20年度末時点で継続している平成19年以前に締結された複数年契約（随意契約） (2件該当)

質問内容	当方の説明及び回答
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、複数年契約終了時に一般競争入札を実施するとあるが、これは機器自体の入札であるのか、それともリース会社の入札になるのか。 <p style="text-align: right;">(2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約終了時に、今までと同様に複数年リース契約の締結をしたいと考えており、他社のリース会社の一般競争入札を含めた形で、実施する予定である。